令和７年　月　日公布

天龍村告示第60号

天龍村事業者持続化補助金交付要綱

　（趣旨）

1. この告示は、生産性向上と持続的発展を目指す事業者を支援するため、事業所等の改装や

備品を購入することに対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助金として交付することに関し

補助金等交付規則（平成９年天龍村規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、

必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業者　村内に事業所を有する商工業事業者で、対価を得て行われる資産の売買又はサービスの提供等を繰り返し、継続かつ独立して行っている個人事業者又は法人をいう。

（２）改装　事業所等に係る外装・内装及び改修工事をいう。

（３）備品　営業の用に供する機器類及び備品をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付を申請することができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の

全てに該当する者とする。ただし、村長が特に認めたときは、この限りでない。

1. 令和７年４月１日以降、個人事業者にあっては村内に住所を有し、法人にあっては村内に事業所を有する商工事業者であり、今後も引き続き１年以上事業を継続する意思があること。

　（２）天龍村暴力団排除条例（平成23年天龍村条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

　（３）村税等を滞納していないこと。

　（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費は、交付対象者が行う事業所等の改装及び備品の購入に要する経

　費（消費税及び地方消費税を除く）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に100分の30を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端

数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

　（補助金の交付要件）

第６条　補助金は、次に掲げる要件を満たす者等に対し、１回に限り交付する。

1. 完了後速やかに営業を開始し、継続して事業所・備品等を活用することを宣誓すること。
2. 改装にあっては、村内業者が施工するものであること。

（補助金の交付申請）

第７条　規則第２条に規定する申請書は、天龍村事業者持続化補助金交付申請書（様式第１号）

によるものとする。

　（補助金の交付決定通知）

第８条　規則第３条に規定する通知は、天龍村事業者持続化補助金交付（不交付）決定通知書

（様式第２号）によるものとする。

（実績報告）

第９条　規則第８条に規定する実績報告書は、天龍村事業者持続化補助金実績報告書（様式第３

号）によるものとする。

２　前項に規定する書類の提出期限は、事業所等の改装及び備品の購入が完了した日から起算して20日が経過した日又は補助金交付決定日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

　（補助金の確定）

第10条　補助金確定通知は、天龍村事業者持続化補助金確定通知書（様式第４号）によるもの

とする。

　（補助金の請求）

第11条　前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、確定した補助金額を請求しようとす

るときは、天龍村事業者持続化補助金交付請求書（様式第５号）を村長に提出しなければならな

い。

　（補助金の返還）

第12条　次のいずれかに該当する場合は、補助金を全額返還しなければならない。

1. 虚偽及び不正に申請し補助金の交付を受けた場合
2. 交付を受けた日から起算し１年未満に事業を継続できなくなった場合

　（補則）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　（附則）

　この告示は、公布の日から施行し、令和13年３月31日限りでその効力を失う。ただ

し、その時までに交付資格を有した場合に対する補助金返還の規定は、その行為が終わるまで、な

おその効力を有する。